

令和 2 年国勢調査の概要

1 調査の目的

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の時期

令和 2 年国勢調査は、令和 2 年 10 月 1 日午前零時現在によって行われた。

3 調査の根拠法令

令和 2 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」（国勢統計を作成するための調査）として実施された。

また、国勢調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める次の法令に基づく。

- ・ 国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）
- ・ 国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）
- ・ 国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

4 調査の地域

令和 2 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- ・ 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- ・ 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

5 調査の対象

令和 2 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行われた。ここでいう「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

1. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
2. 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅
3. 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査する。

4. 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
5. 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- ・ 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- ・ 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

6 調査事項

令和 2 年国勢調査では、次に掲げる 19 項目について調査した。

（世帯員に関する事項）

- | | |
|------------------------|---------------|
| ・ 氏名 | ・ 男女の別 |
| ・ 出生の年月 | ・ 世帯主との続き柄 |
| ・ 配偶の関係 | ・ 国籍 |
| ・ 現在の住居における居住期間 | ・ 5 年前の住居の所在地 |
| ・ 在学、卒業等教育の状況 | ・ 就業状態 |
| ・ 所属の事業所の名称及び事業の種類（産業） | ・ 仕事の種類（職業） |
| ・ 従業上の地位 | ・ 従業地又は通学地 |
| ・ 従業地又は通学地までの利用交通手段 | |

（世帯に関する事項）

- | | |
|---------|----------|
| ・ 世帯の種類 | ・ 世帯員の数 |
| ・ 住居の種類 | ・ 住宅の建て方 |

7 調査の方法

令和 2 年国勢調査は、総務省統計局－都道府県－市町村－国勢調査指導員－国勢調査員の流れにより行った。

調査は、調査員又は調査員事務を受託した事業者（以下「調査員等」という。）が、下記の方法により行った。

1. 調査員等は、担当する地域の全ての世帯にインターネット回答の利用案内と紙の調査票を同時に配布する。
2. 世帯は、インターネット、郵送、又は記入した調査票の調査員等への提出のいずれかの方法により回答を行う。インターネットでの回答は、郵送提出、調査員への提出より先行して回答可能とする。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、調査員等が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の 3 項目に限りその近隣の者に質問することにより調査した。

8 集計の方法

国に集められた調査票は、データ入力、産業分類符号などの符号付けをした後、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて検査し、必要な補足訂正を行った上で結果表として集計する。

9 集計結果の公表

集計結果の公表については、令和2年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧のとおり。

令和2年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧

集計区分	集 計 内 容	産 業 分 類	職 業 分 類	集 計 対 象	表 章 地 域	全 国 結 果 の 公 表 日 () は名古屋市分 取りまとめ公表日	全 国 結 果 の 公 表 及 び 提 供 の 方 法
人口速報集計 (要計表による人口集計)	男女別人口及び世帯数の早期提供	—	—	全数	全国、 都道府県、 市区町村	令和3年 6月25日 (令和3年 6月21日)	インターネットを利用 する方法等により公表。 人口は公表日に官報に 公示。
基本 集 計	人口等基本集計	—	—	全数	全国、 都道府県、 市区町村	令和3年11月30日 (令和4年 1月28日)	インターネットを利用 する方法等により公表。 おって、報告書を刊行。 人口等基本集計の人口 及び世帯数(確定人口 ・世帯数)は公表後に 官報に公示。
	就業状態等基本集計	大 分 類	大 分 類			令和4年 5月27日 (令和4年 9月 9日)	インターネットを利用 する方法等により公表。 おって、報告書を刊行。
抽出詳細集計	就業者の産業・職業小分類別構成等に関する 詳細な結果	小 分 類	小 分 類	抽出	全国、 都道府県、 市区町村	令和4年12月27日 (令和5年 2月28日)	インターネットを利用 する方法等により公表。 おって、報告書を刊行。
従 業 地 ・ 通 学 地 集 計	従業地・通学地による 人口・就業状態等集計	大 分 類	大 分 類	全数	全国、 都道府県、 市区町村	令和4年 7月22日 (令和4年10月14日)	インターネットを利用 する方法等により公表。 おって、報告書を刊行。
人 口 移 動 集 計	移動人口の男女・年齢 等集計	—	—	全数	全国、 都道府県、 市区町村	令和4年 2月28日 (令和4年 4月28日)	インターネットを利用 する方法等により公表。 おって、報告書を刊行。
	移動人口の就業状態等 集計	大 分 類	大 分 類		全国、 都道府県、 市区町村	令和4年 8月31日 (令和4年11月30日)	
小 地 域 集 計	人口等基本集計に 関する集計	—	—	全数	町丁・字等、 基本単位区、 地域メッシュ	令和4年 2月10日	インターネットを利用 する方法等により公表。
	就業状態等基本集計に 関する集計	大 分 類	大 分 類			令和4年 7月 6日	
	従業地・通学地による 人口・就業状態等集計 に関する集計	—	—			令和4年 8月31日	
	移動人口の男女・年齢 等集計に関する集計	—	—			令和4年 4月 6日	

- 1) 「産業分類」及び「職業分類」欄は、該当する分類を用いた集計結果があることを示す。
- 2) 「表章地域」欄は、該当集計区分で集計する地域を表しているが、必ずしも全ての統計表がその地域まで集計されるわけではない。
- 3) 小地域集計については、名古屋市では独自集計を行い公表している。